

期日	班	資料番号
11/23	3	5

平成30年度 香取市市民事業仕分け

事業名	高齢者配食サービス事業
担当部課	福祉健康部高齢者福祉課

香 取 市

事業シート（概要説明書）

予算事業名	高齢者等の生活支援事業（高齢者配食サービス事業）		事業開始年度	平成18年度				
上位施策事業名	高齢者福祉		担当局・部名	福祉健康部				
根拠法令等	香取市高齢者配食サービス事業実施要綱		担当課・係名	高齢者福祉課・高齢者支援班				
事務区分	■自治事務 □法定受託事務		作成責任者	遠藤 幸子				
実施の背景	食事の定期的確保と安否確認を兼ね、健康に不安のある高齢者やひとり暮らしの高齢者等、日常生活を営む上で何らかの支援が必要な高齢者に対し、地域で安心して自立した生活を送るための高齢者等の生活支援事業として実施している。							
目的 (何のために)	在宅の高齢者等に対し、定期的に配食サービスの提供を行うことで、食の確保と安否確認を行い生活の質の確保を図る。							
事業概要	対 象 (誰・何を対象に)	在宅の独り暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯員		対象者数（全住民に対する割合）				
				4,367	世帯 (14.1 %)			
	実施方法	☐ 直接実施（直営） ☒ 業務委託 又は ☐ 指定管理 （委託先又は指定管理者：社会福祉協議会・たんぽぽの会） ☐ 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） ☐ 貸付（貸付先： ） ☐ その他（ ）						
	事業内容 (手段、手法など)	事業内容 業務委託 ①社会福祉協議会 1食600円（自己負担200円・市負担400円） ・社会福祉協議会が地区社会福祉協議会に委託し、調理した弁当を地区社会福祉協議会会員により、本人に手渡しで配達している。調理については、地区社会福祉協議会単位で異なり、会員が調理している協議会と民間業者に依頼している協議会もあり、地区単位で異なる。 ・配食日 月1回～4回（地区により異なる。） 平成29年度利用者数344人 ②たんぽぽの会（ボランティア団体） 1食520円（自己負担250円・市負担270円 おかずのみ昼1食 1日32食が限界） ・調理した弁当を本人に手渡しで配達している。 ・配食日 毎日（正月 お盆等は休み） 平成29年度利用者数 77人						
	関連事業 (同一目的事業等)	別紙（高齢者等の生活支援事業）のとおり						
コスト	30年度（予算）		29年度（決算）		28年度（決算）		27年度（決算）	
	事業費合計	4,766 千円	4,502 千円	4,480 千円	4,628 千円			
	事業費内訳 (平成29年度分)	社会福祉協議会 4,681食 1,872,400円 細菌検査 25人 16,200円 タンポポの会 9,636食 2,601,720円 細菌検査 20人 11,880円 合 計 4,502,200円						
	担当正職員	0.1 人 710 千円	0.1 人 710 千円	0.1 人 710 千円	0.1 人 710 千円			
	臨時職員等							
	人件費合計	0.1 人 710 千円	0.1 人 710 千円	0.1 人 710 千円	0.1 人 710 千円			
	総事業費	5,476 千円	5,212 千円	5,190 千円	5,338 千円			
財源 内訳	国県支出金							
	国県支出金の内容							
	地方債							
	その他特財							
	その他特財の内容							
	一般財源	5,476 千円	5,212 千円	5,190 千円	5,338 千円			
	財源合計	5,476 千円	5,212 千円	5,190 千円	5,338 千円			

事業シート（概要説明書）

予算事業名		高齢者等の生活支援事業（高齢者配食サービス事業）				事業開始年度	平成18年度
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）		単位	H29年度	H28年度	H27年度
		利用者数		人	421/	458/	395/
					/	/	/
					/	/	/
					/	/	/
	単位当たりコスト	総事業費	/	利用者数	千円	12	11
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	在宅の独り暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯員に対して、定期的に配食することにより、食の確保と安否確認を行う目的のサービスであるため、配食数を指標とした。					
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）		単位	H29年度	H28年度	H27年度
		配食数		食	14,317/	14,088/	14,633/
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）		見守りの観点からは対応できているが、食の確保については不十分である。 在宅福祉サービスを推進する上で必要であり継続する事業であるが、現在のサービス内容では配食数や配食地域に限界があるため、今後は民間事業所等の活用を検討を行う。					
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）		決算額 利用状況 利用者負担 委託業者 ①旭市 12,670千円 16,933食 217人 1食300円 薄田商店・（株）寿 ・65歳以上の独居、高齢者のみの世帯又は障害のある者と同居する高齢者で調理が困難な方 ②銚子市 9,069千円 9,785食 90人 1食380円 市内6業者 ・概ね65歳以上の高齢者のみの世帯または、高齢者及び心身に障害のある者のみの世帯で調理困難な在宅高齢者 ③（株）セブンミールサービス 宅配お弁当（おかずのみとごはん付を選択できる） 1食510円 ・1回の配達につき1,000円以上の注文が条件。3,000円以上の注文で、配達料が無料となる。 宅配可能なエリアは店舗からおおよそ1kmまでだが、店舗により異なる。					
特記事項							

委託・指定管理・補助 対象団体シート（概要説明書）

予算事業名	高齢者等の生活支援事業（高齢者配食サービス事業）		事業開始年度	平成18年度
団体名	社会福祉法人 香取市社会福祉協議会			
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	香取市高齢者配食サービス事業実施要綱第5条により、市長は配食サービス事業の運営を社会福祉法人等に委託して実施するものとするあり、安否確認を兼ねたサービスでもあるため、各地域に組織がある社会福祉法人香取市社会福祉協議会に事業を委託している。			
当該事業の団体における収支状況	収入		支出	
	国からの財政支出金	千円	人件費	294 千円
	県からの財政支出金	千円	事業費支出	千円
	市町村からの財政支出金	千円	材料費	3,012 千円
	委託料・指定管理料	1,889 千円	業務委託費	22 千円
	補助金	千円		千円
	その他	千円		千円
	その他（利用者負担金）	936 千円		千円
	総計	2,825 千円	総計	3,328 千円

※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

団体概要	■設立登記年月日 平成18年5月30日											
	■財源 ①会費（一般会員：1世帯800円、賛助会員：1口1,000円、法人会員：1口2,000円） ②寄附金 ③共同募金配分金 ④補助金・受託金（香取市、千葉県社会福祉協議会） ⑤介護報酬 ⑥利用料等収入											
	■事業内容 【社会福祉事業】・地区社協活動支援事業 ・ボランティア活動支援事業 ・高齢者クラブ連合会事務局業務 等 【公益事業】・介護保険事業 (※別紙)											
	資本金		4,000	千円	役職員	(単位:人)	常勤	うち (出向／OB)	非常勤	うち (出向／OB)	監事	うち (出向／OB)
	市出資金					千円			16		3	
出資比率				%			22	1	41			
団体全体の 収支状況	収入					支出						
	国からの財政支出金			千円		事業費				77,112 千円		
	県からの財政支出金			千円		管理費				10,593 千円		
	市町村からの財政支出金			142,065 千円		人件費				160,216 千円		
	委託料・指定管理料			56,248 千円		その他 ()				117,554 千円		
	補助金			34,831 千円		総計				365,475 千円		
	その他(介護保険事業費)			50,986 千円								
	その他 (事業収入、会費等)			219,634 千円								
特記事項	総計			361,699 千円		収支差				▲ 3,776 千円		
	負債総額:51,822,453円 資本総額:332,016,351円 利益剰余金(もしくは欠損金):19,181,902円											
財務諸表URL	http://www.katorishakyo.jp/											

社会福祉協議会のご案内

～だれもが安心して暮らせる街づくりをめざして～



社会福祉法人 香取市社会福祉協議会



社会福祉協議会をご存知ですか？

社会福祉協議会とは

社会福祉法第109条に基づく法人格をもった地域福祉を推進する団体で、営利を目的としない公共性の高い民間組織です。民間組織としての「自主性」と広く住民の皆さまや社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せ持っています。

略して『社協(しゃきょう)』とも呼ばれ、市区町村・都道府県・全国と段階的に全ての市区町村に設置されています。

このマークの意味をご存知ですか？



このマークは社会福祉および社会福祉協議会の「社」の文字を図案化したもので、「手を取りあって、明るい幸せな社会を構築する姿」を表しています。(社会福祉協議会共通のマークとして制定されたものです)

香取市社会福祉協議会の概要

1. 名称：社会福祉法人香取市社会福祉協議会
2. 設立：平成18年4月1日
3. 財源

①会費 一般会費 1世帯 800円

市内の各世帯から行政協力員を通じてご協力をいただいています。

賛助会費 1口 1,000円

本会の活動に賛同いただいている個人・団体からご協力をいただいています。

法人会費 1口 2,000円

本会の活動に賛同いただいている法人・事業所からご協力をいただいています。

②寄付金

③共同募金配分金

④補助金、受託金(香取市・千葉県社会福祉協議会)

⑤介護報酬

⑥利用料等収入

社会福祉協議会の活動は地域の皆さまの貴重な善意により運営されています。

会費の納入にご協力ください

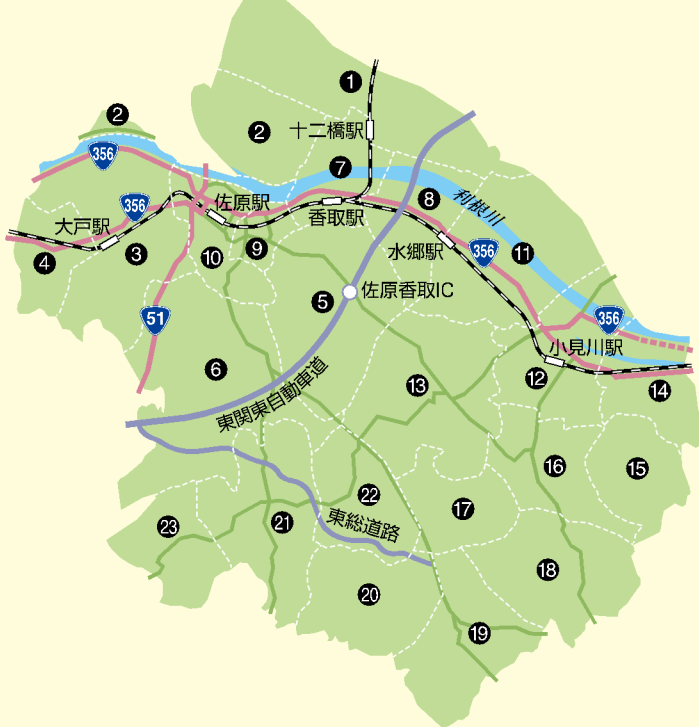
社会福祉協議会が行う事業は、市民の皆さまの会費によって支えられております。地区社会福祉協議会・ボランティア団体等への助成、広報啓発活動、心配ごと相談所の運営、日常生活用具の貸出事業などさまざまな事業に役立させていただいております。ひとりでも多くの皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

地域福祉事業

地区社会福祉協議会

香取市には23地区の地区社会福祉協議会(地区社協)が設置されています。
地区社会福祉協議会は地域の方々により自主的に組織された団体で、民生委員児童委員、母子福祉協力員、行政協力員、学識経験者等で構成されています。
地区社協活動推進連絡会(地区社協会長会議)を設置して地区の課題等を協議します。

●香取市社会福祉協議会23の地区社協



佐原区

- ①新島地区社協
- ②北佐原地区社協
- ③東大戸地区社協
- ④瑞穂地区社協
- ⑤香取地区社協
- ⑥香西地区社協
- ⑦津宮地区社協
- ⑧大倉地区社協
- ⑨本宿地区社協
- ⑩新宿地区社協

山田区

- ⑬八都小学区地区社協
- ⑭八都第二小学区地区社協
- ⑮府馬小学区地区社協
- ⑯第一山倉小学区地区社協
- ⑰山倉小学区地区社協

栗源区

- ⑱栗源地区社協
- ⑲高菰地区社協
- ⑳沢地区社協

小見川区

- ⑪小見川北地区社協
- ⑫小見川中央地区社協
- ⑬小見川西地区社協
- ⑭小見川東地区社協
- ⑮小見川南地区社協

ボランティアセンターの運営

- 香取市ボランティア連絡協議会の運営
- ボランティア情報の提供
- ボランティア活動の支援
(相談、助成金の交付、資材・機材の貸出等)
- ボランティア講座の開催
- ボランティア保険の加入受付



滝の会



朗読奉仕グループ「水面」

各種団体との連携・協力・支援

香取市をはじめ、民生委員児童委員協議会連合会、母子福祉協力員協議会、中核地域生活支援センター等との連携・協力・支援を行っています。

相談事業

香取市心配ごと相談所

開設時間：毎月第1木曜日 午前10時から午後3時

場所：香取市社会福祉協議会本所会議室

* 随時予約を受け付けております。当日予約なしで来ていただいても結構です

* 日程などは「社協かとり」・「広報かとり」をご覧ください

各種相談

各種相談は随時お受けしています。また、関係機関への紹介も行っております。

* 介護保険についてのご相談は、7ページをご覧ください

地域福祉事業

福祉教育の推進

- 小中学校の総合的な学習等への支援・協力
- 出前講座の開催
- 福祉教育用具の貸出・講師の派遣



共同募金

- 千葉県共同募金会香取市支会の運営
- 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金の実施



広報啓発活動

- 広報紙「社協かとり」の発行
- 広報かとり(市広報)との連携
- 社協事業の啓発



香取市社会福祉大会の開催

長年にわたり香取市の社会福祉の発展に寄与された方々を表彰し、感謝の意を表するとともに、地域に社会福祉活動を広くPRし、社会福祉に対する理解と関心を深めることを目的としています。



ふれあいスポーツ大会の開催

スポーツを通じ障害をもつ方々が一体となって交流をはかり、ふれあいの輪を広げ明るい地域社会づくりと、障害を持つ方の社会参加を推進することを目的としています。



貸付事業

香取市小口資金貸付事業 (香取市社会福祉協議会独自の貸付)

貸付の条件として、所得が比較的少ない世帯で、香取市に1年以上住んでいる方に対し貸付を行い、市内に住んでいる連帯保証人の選任と、地区の民生委員児童委員の意見書が必要です。

生活福祉資金 (千葉県社会福祉協議会の事業)

所得の比較的少ない世帯、障害を持つ人がいる世帯、介護を要する高齢者が同居している世帯に対して貸付を行い、民生委員児童委員と社会福祉協議会の必要な援助指導により、経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進をはかる貸付制度です。(他の制度が利用できる場合はそちらが優先になります)

資金の種類

総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金。

貸付の条件は資金の種類ごとに異なります。借り入れについては地区の民生委員児童委員を通じて、社会福祉協議会にご相談ください。

高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金 (老障資金)(千葉県社会福祉協議会の事業)

高齢者や障害者と同居する家族(同居予定も含みます)が、高齢者や障害者のための居室、玄関、台所、浴室、洗面所等の出入口等をスロープ化等する場合の増改築・改造するために必要な経費を貸付する制度です。

利用対象世帯

高齢者(60歳以上)や身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・A1・A2の交付を受けている方と同居または工事完成後3ヶ月以内に同居を予定している世帯。

[貸付事業に関する注意事項]

- * 貸付制度ですので返済の義務があります
- * 貸付には審査があり、審査の結果貸付に至らない場合もあります
- * 詳細は社会福祉協議会までご相談ください

貸出事業

日常生活用具貸付事業

一時的に車いす等の介護用品が必要になった方に有料でお貸ししています。介護保険の認定を受けている方はそちらが優先になります。数に限りがありますので、事前にお問い合わせください。

【貸出物品】 車いす、ギャッチベッド(手動ベッド)、電動ベッド、エアーマット等。

貸出期間は3ヶ月(更新可能)で、申請書は社会福祉協議会にありますので、印鑑を持参してください。

高齢者擬似体験セット

学校やボランティアグループ等に高齢者擬似体験セットを無料でお貸ししています。総合的な学習等の講師の派遣も行っています。お問い合わせください。申請書は社会福祉協議会にありますので、印鑑を持参してください。



地域福祉事業

日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)

毎日のお金の管理や、証書など大切な書類の管理が心配な高齢者や障害者が在宅で日常生活を送り、地域で安心して生活できるように支援する制度です。

利用できるサービス

●福祉サービス利用援助

福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします。



●財産管理サービス

お金の管理が心配な方のお金の出し入れをお手伝いします。



●財産保全サービス

大切な書類や印鑑をお預かりします。



利用の流れ

1

相談

困っていることがあれば、気軽に相談してください。



2

訪問

社協の専門員がお宅を訪問し、困っていることなどをお聞きします。



3

支援計画作成・契約

ご本人の希望を確認しながら、専門員が支援計画を作ります。その計画によければ、契約します。



4

支援の開始

支援計画に基づいて生活支援員が定期的に訪問し、必要に応じた福祉サービス利用援助や、預貯金の出し入れ、支払代行をします。



在宅福祉事業

福祉サービス

●障害福祉サービス事業

(障害をお持ちの方へホームヘルパーの派遣)

障害者自立支援法に基づく障害の認定を受けていてサービスの利用を希望される方に、ヘルパーを派遣します。

●外出支援サービス事業

(香取市高齢者等外出支援サービス事業：香取市委託)

要介護認定を受けた方や重度の身体障害者の方に、車イス・ストレッチャー対応の車両で病院への通院・退院(注：入院は含みません)の外出支援を行います。
※車両の貸出は行っておりません。

*お申し込みは香取市介護福祉課 TEL 0478-50-1208

●生活管理指導員派遣事業(香取市委託)

介護保険の認定に該当しない方で日常生活をおくるうえで家事などの援助が必要な方に、ヘルパーが訪問して援助を行います。

*お申し込みは香取市介護福祉課 TEL 0478-50-1208

●高齢者家族介護用品支給事業(香取市委託)

市民税非課税世帯で要介護4または5に認定された65歳以上の方を介護しているご家族を対象に、介護用品(紙オムツ、尿取りパッド等)を年額10万円を限度にお届けします。

*お申し込みは香取市介護福祉課 TEL 0478-50-1208

●障害者紙オムツ給付事業(香取市委託)

在宅の障害者の方に、紙オムツ・尿取りパッド等をお届けします。

*お申し込みは香取市障害福祉課 TEL 0478-50-1252

●給食サービス事業

(香取市高齢者配食サービス事業：香取市委託)

おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみでお住まいの方にお弁当をお届けします。回数などはお住まいの地域により異なります。

*お申し込みは香取市介護福祉課 TEL 0478-50-1208

●ミニデイサービス事業

(香取市いきがい活動支援通所事業：香取市委託)

開設時間：午前10時から午後3時

(開設曜日は地区により異なります)

おおむね60歳以上の方で介護保険の対象とならない日中ひとり暮らしの方。

利用料は無料ですが、昼食代・工作等の材料代は実費負担となります。

*お申し込みは香取市介護福祉課 TEL 0478-50-1208

介護保険事業

サービスのご利用に関しては下記の事業所にご相談ください。

■本所

香取市佐原口2116-1

TEL 0478-54-7003 FAX 0478-54-4797

■小見川支所

香取市本郷62

TEL 0478-80-1383 FAX 0478-80-1384

●訪問介護事業 ホームヘルプサービス

(ホームヘルパーの派遣)

介護保険の認定を受けた方で訪問介護サービスの利用を希望される方に、ホームヘルパーを派遣します。トイレの介助やオムツ交換、入浴介助をはじめ、買い物、掃除、洗濯等を行います。直接利用者様に接触して行う介助サービスに加え、安全を確保し、常に介助できる状態で見守りを行う、一緒に家事を行うなど様々なものがあります。

【身体介護】食事介助・入浴介助・

清拭・外出介助等

【生活援助】調理・掃除・買い物等



●居宅介護支援事業

(ケアマネジャーによるケアプランの作成)

介護保険の認定を受けた方で介護サービスの利用を希望される方は、まず介護支援専門員(ケアマネジャー)に介護サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼します。ご本人の状態とライフスタイルに合った介護サービスが利用できるよう支援いたします。

●訪問入浴介護事業

看護師、ホームヘルパー、オペレーターの3人が訪問し、介護専用浴槽を使って、入浴介護サービスを提供します。



●紙オムツ給付事業(香取市介護保険特別給付

紙オムツ購入費支給事業：香取市委託)

介護保険の要介護・要支援の認定を受け、在宅で暮らしている方を対象に紙オムツ、尿取りパッドをお届けします。

*お申し込みは香取市介護福祉課 TEL 0478-50-1208

事 務 所 の ご 案 内

本 所

〒287-0001 香取市佐原口2116-1
TEL 0478-54-4410(地域福祉)
TEL 0478-54-7003(介護保険)
FAX 0478-54-4797

かとり広域後見支援センター (本所内)

TEL 0478-54-4405
FAX 0478-54-4797



小見川支所

〒289-0312 香取市本郷62
小見川社会福祉センター(さくら館)内
TEL 0478-83-7071(地域福祉)
TEL 0478-80-1383(介護保険)
FAX 0478-80-1384



山田支所

〒289-0407 香取市仁良300-1
山田区事務所内
TEL 0478-78-1056
FAX 0478-78-4930



栗源支所

〒287-0102 香取市岩部3447
栗源公民館内
TEL 0478-75-2118
FAX 0478-75-2477



社会福祉法人 香取市社会福祉協議会

〒287-0001 千葉県香取市佐原口2116-1
TEL 0478-54-4410 FAX 0478-54-4797

E-mail kashakyo@zb.wakwak.com

委託・指定管理・補助 対象団体シート (概要説明書)

予算事業名	高齢者等の生活支援事業（高齢者配食サービス事業）		事業開始年度	平成18年度
団体名	たんぽぽの会			
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	香取市高齢者配食サービス事業実施要綱第5条により、市長は配食サービス事業の運営を社会福祉法人等に委託して実施するものとするあり、安否確認を兼ねたサービスでもあるため、合併前旧佐原市で配食サービス事業を行っていた、ボランティア団体たんぽぽの会に引き続き事業を委託している。			
当該事業の団体における収支状況	収入		支出	
	国からの財政支出金	千円	食材費	2,017 千円
	県からの財政支出金	千円	人件費(配達委託)	624 千円
	市町村からの財政支出金	千円	家賃	840 千円
	委託料・指定管理料	2,602 千円	配達車両経費	725 千円
	補助金	千円	高熱水費等	769 千円
	その他	千円		千円
	その他 (利用者負担金)	2,409 千円		千円
	総計	5,011 千円	総計	4,975 千円

※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

団体概要	ボランティア団体 会員数25名										
	資本金		千円	役員 職員	(単位:人)	常勤	うち (出向／OB)	非常勤	うち (出向／OB)	監事	うち (出向／OB)
	市出資金		千円								
	出資比率		%								
団体全体の 収支状況	収入					支出					
	国からの財政支出金			千円	事業費					4,975 千円	
	県からの財政支出金			千円	管理費					千円	
	市町村からの財政支出金			千円	人件費					千円	
	委託料・指定管理料			2,602 千円	その他 ()					千円	
	補助金			千円	総計					4,975 千円	
	その他			千円							
	その他 (利用者負担金)			2,409 千円							
特記事項	総計			5,011 千円	収支差					36 千円	
	負債総額: 円 資本総額: 円 利益剰余金(もしくは欠損金): 円										
財務諸表URL											

配食日・依頼先について

(社協委託分)

		1ヶ月の 配食回数	配食日 (毎月第○△曜日)	どこへ依頼しているのか (依頼先等)	配達時間
佐 原 地 区	北佐原	月1回	第3日曜日	北佐原地区社会福祉協議会	10:40～ 昼食
	新宿・本宿	月1回	不定期火曜日 (H28年度より第一火曜メイン)	佐原地区給食サービス喜々の会	夕方16:00頃～ 夕食
	津宮	月2回	第2・第4土曜日	津宮地区社会福祉協議会	11:00～ 昼食
	新島	月1回	第2火曜日	新島地区社会福祉協議会	夕方15:30～ 夕食
	瑞穂	月2回	第2・第4日曜日	瑞穂地区社会福祉協議会	11:30～ 昼食
	大倉	月1回	第2木曜日	大倉地区社会福祉協議会	夕方 夕食
	香取	月1回	第3木曜日	香取地区社会福祉協議会	夕方 夕食
	東大戸	月2回	第3・4日曜日	東大戸地区社会福祉協議会	11:30～ 昼食
	香西	月4回	毎週水曜日	なのはな苑	夕方 夕食
小 見 川 地 区	中央	月1回	第3水曜日	キッチン啓花	10:30～ 昼食
	東	月1回	第3月曜日	銚屋	10:30～ 昼食
	西	月1回	第3水曜日	ミニミニストアー林	10:30～ 昼食
	南	月1回	第3木曜日	高橋鮮魚・利休	10:30～ 昼食
	北	月1回	不定期 (毎月第3金曜日)	北地区婦人ボランティア	11:15～ 昼食
山田地区		月2回	第1・第3木曜日	九十九里ホーム 山田特別養護老人ホーム	10:50～ 昼食
栗源地区		月2回	第2・第4木曜日	ほかほか弁当・キッチン啓花 道の駅くりもと 旬池田屋ストア	17:00～ 夕食

(たんぽぽ委託分)

佐原地区	毎日	毎日 (空いている曜日に限る)	ボランティアたんぽぽの会	11:00～ 昼食
------	----	-----------------	--------------	--------------

社会福祉協議会 メニュー例（ごはん・おかず）



献立（一例）

- ①ごはん
- ②主菜 1 品（チキン南蛮）
- ③副菜 2 品（茄子の葱味噌炒め、ひじきの煮物）
- ③漬物
- ④果物（梨・キウイ）

※写真は、新島地区社会福祉協議会

たんぽぽの会 メニュー例（おかずのみ）



月曜日メニュー

- ①親子丼、煮物(人参・高野豆腐・こんにゃく)、酢の物(わかめ、きゅうり、かに)、いちご
- ②コロケ、ひじきの煮物、酢の物、オレンジ
- ③鶏肉の照り焼き、小松菜とカニカマのおかか和え、さつま芋いとこ煮、ぶどう寒天

※写真は一例。献立は、月曜日から日曜日まで日替わりで各曜日の担当ボランティアが決めている。

わるお弁当 せ御膳

雑穀*入りのごはんも
お選びいただけます。



雑穀*白米、外郎米、梅干
もろこし、黒米、色白米

11月8日(木)
豚の味噌焼き

香ばしい味噌の風味にご飯がすすむ
厚切りの豚肉でボリュームもばっちり

おまかせ御膳

木	金	土	日
8 新 豚の味噌焼き 1453 白飯 170g 1553 白飯 220g 9653 雑穀米 170g 9753 雑穀米 220g 473円(税510円) 551kcal 塩分3.1g 脂345g 炭22.7g 糖16.6g 食77.8g 特定原材料 卵・乳・麦・か	9 揚げ鶏の にんにく醤油だれ 1454 白飯 170g 1554 白飯 220g 9654 雑穀米 170g 9754 雑穀米 220g 473円(税510円) 562kcal 塩分2.8g 脂345g 炭24.5g 糖14.0g 食84.6g 特定原材料 卵・乳・麦	10 チンジャオロース 1455 白飯 170g 1555 白飯 220g 9655 雑穀米 170g 9755 雑穀米 220g 473円(税510円) 525kcal 塩分3.3g 脂335g 炭25.8g 糖14.4g 食73.1g 特定原材料 卵・乳・麦	11 さばの塩焼き 1456 白飯 170g 1556 白飯 220g 9656 雑穀米 170g 9756 雑穀米 220g 473円(税510円) 564kcal 塩分2.0g 脂330g 炭24.0g 糖19.4g 食73.3g 特定原材料 卵・乳・麦

注文締切 変更・取消 受

まいにち替わる お惣菜セッ るお惣菜

ごはんは付いていません

ごはんの注文はこちら

1092	小盛り (160g)	121円(税130円)252kcal
1099	並盛り (190g)	139円(税150円)317kcal
1110	大盛り (320g)	213円(税230円)534kcal



11月8日(木)
鶏肉のクリーム煮

深まる秋にうれしいクリーム煮
大きな鶏肉と野菜入り

1食で野菜120gが摂れるお惣菜

木	金	土	日
8 新 鶏肉のクリーム煮 2185 473円(税510円) 255kcal 塩分3.4g 脂260g 炭19.2g 糖10.7g 食20.5g 特定原材料 卵・乳・麦・か	9 豆腐と海老の 中華旨煮 2186 473円(税510円) 266kcal 塩分3.4g 脂260g 炭20.9g 糖13.8g 食14.6g 特定原材料 卵・乳・麦・え	10 甘辛鶏唐揚げ 2187 473円(税510円) 372kcal 塩分3.2g 脂240g 炭25.3g 糖20.5g 食21.7g 特定原材料 卵・乳・麦	11 さばの照り焼き 2188 473円(税510円) 307kcal 塩分2.0g 脂210g 炭21.1g 糖16.7g 食18.1g 特定原材料 卵・乳・麦・え

注文締切 変更・取消 受

1回のお届けにつき3,000円(税込)以上のご注文でお届け料無料

3 商品を受取る

店舗で受取る **お届け料0円!!**



受取店舗は**20店舗**まで登録OK!

時間帯は1日2回。お昼と夕方から選べます。

昼便 午前11:30から

夕便 午後5:30から

※時間は目安です

【受取り時のお願い】

会員証のご提示、またはセブンミールの受取りの旨とお名前をお申し出ください。

4 代金を支払う

①お客様のご都合で、受取日当日中に商品の受取りができない場合でも、ご注文いただいた商品は代金をお支払いいただきます。

セブン-イレブンレジにて
現金でお支払い



セブン-イレブンレジにて
カードでお支払い

nanaco
ポイントも
つきます。*

nanacoをはじめ、さまざまな
カードがご利用いただけます。



※セブンカード、nanacoカードのみ

ご自宅・職場へお届け



ご利用金額**1,000円(税込)以上**から
お届けを承ります。

①お届け料(配送料)
216円(税込)を頂戴します。

昼便 正午頃
までにお届け

夕便 午後7:00頃
までにお届け

※時間は目安です

①お届け時間の指定はできません。

②天候不順、災害、交通事情によりお届けに時間がかかる場合があります。
(状況によってお届けできない場合があります)

※ご不在の場合は、不在票を置きます。不在票記載の連絡先までお電話ください。

1カ月分まとめて
口座引き落とし

- 月末締めで1カ月分をまとめて翌月27日に引き落としします。
 - 口座振替のご利用には手続きが必要です。
- ※お届けのスタッフへの直接代金のお支払いや集金はできません。

1カ月分まとめて
クレジットカードでお支払い

- 月末締めで1カ月分をまとめてクレジットで引き落とし。
(引き落とし日は各クレジット会社によって異なります)
- クレジットカードのご利用には別途手続きが必要です。



香取市高齢者配食サービス事業実施要綱

平成18年3月27日告示第33号

改正

平成24年7月5日告示第141号

平成28年1月25日告示第15号

平成28年11月24日告示第202号

(目的)

第1条 この告示は、在宅のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯員に対し、配食サービス事業を行うことにより、食の確保と安否確認を行い、高齢者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 配食サービスを利用することができる者は、市内に居住し住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録されている者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) おおむね65歳以上の単身で生活する者

(2) おおむね65歳以上の者のみで構成される世帯員及びこれに準ずる世帯員

(申請及び決定)

第3条 配食サービスを利用しようとする者は、高齢者配食サービス利用申請書（別記第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、配食サービス利用の可否を決定し、その旨を高齢者配食サービス利用決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(変更届)

第4条 申請者は、申請事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに高齢者配食サービス利用変更届（別記第3号様式）により市長に届け出なければならない。

(事業の委託)

第5条 市長は、配食サービス事業の運営を社会福祉法人等に委託して実施するものとする。

(費用負担)

第6条 配食サービスの利用者は、食材料費の実費相当額を負担するものとする。

2 配食サービスの利用者は、前項の食材料費を市が委託する者に納入するものとする。

(委託料の請求)

第7条 委託を受けた者は、委託料から前条の食材料費を控除した額を市長に請求するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の佐原市食の自立支援事業実施要綱（平成17年佐原市告示第96号）又は栗源町高齢者福祉サービス事業実施要綱（平成12年栗源町告示第35号）に基づきなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年7月5日告示第141号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年1月25日告示第15号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月24日告示第202号）

この告示は、公示の日から施行する。

別記

第1号様式～第3号様式 略